

洲本市起業支援事業補助制度のご案内

地域経済の活性化および雇用の確保を図ることを目的として、洲本市内で起業する方に対して、起業時または起業後に必要な経費の一部を補助します。

1. 補助金の対象となる方

申請の日の1年前の日以後に起業をした方で、次の要件をすべて満たしている方。

- ① 洲本市内に現に居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- ② 洲本市内に、起業に係る事務所・店舗等（以下、事務所等といいます）を設置していること。
- ③ 代表者かつ実質的な経営者であること。
- ④ 起業に係る業種が補助金の対象となる業種であること。（対象とならない業種は別紙を参照）
- ⑤ 起業後、洲本市内で5年以上事業を継続する意思があること。
- ⑥ 本人を含む世帯全員に、洲本市税等の滞納がないこと。
- ⑦ 本人を含む世帯全員に、暴力団員がいないこと。
- ⑧ 過去にこの制度による補助金の交付を受けたことがないこと。

2. 補助金の対象となる経費

- 1 起業に必要な次の経費で申請の日の1年前の日から実績報告の日までの間に支出されたもの
 - (1) 事務所等整備改修費
事務所等の外装、内装又は設備工事費
 - (2) 備品購入費
備品（車両、船舶、航空機、宝飾品その他の補助事業の趣旨に照らして市長が不適切と認めるものを除く。）の購入費
※1点1万円以上のものが対象
 - (3) 専門家経費
 - ① 起業の事業計画プラン策定等に係る専門家の経費（謝金又は旅費）
 - ② 起業に必要な外注費（調査、分析、設計等）
 - (4) 広告宣伝費
ホームページ作成、パンフレットその他のチラシ製作、広告、展示会出展等の経費
- 2 事務所等に係る次の経費で申請の日の属する市の会計年度における連続する6か月以内に支出されたもの
 - (1) 光熱水費
 - (2) 通信費
 - (3) 事務所等の賃料又は共益費
 - (4) 備品賃借料

ご注意

- ※ 対象となる経費は、起業時等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（領収書等）によって、発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できるものとします。
- ※ 県など、他の団体から起業に係る助成等を受けている場合は、その対象となっている経費は補助金の交付の対象としません。
- ※ 事務所等の賃料又は共益費は、当該事務所等が本人、本人の配偶者、本人の父母、本人の子等の所有に係るものでない場合にのみ補助金の交付の対象とします。

3. 補助率・補助限度額

- 補助率 …… 対象となる経費の2分の1
- 補助限度額 … 50万円

4. 提出書類

以下の提出書類を下記申請先までご提出ください

- ① 洲本市起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ （申請者が個人の場合）所轄税務署へ提出した開業届の写し
- ⑤ （申請者が個人の場合）世帯全員の住民票謄本
- ⑥ （申請者が法人の場合）法人の登記事項証明書および法人概要書（様式第4号）
- ⑦ 付近の見取図
- ⑧ 事務所等の賃貸借契約書の写し
- ⑨ 許認可等が必要な業種の場合は、その許認可証等の写し
- ⑩ 市歳入金情報に関する同意書（洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則別記様式）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

5. その他

- （1）市の予算額の上限に達した時点で、申請の受付を終了いたします。
- （2）補助金の交付決定後、翌年度から5年度の間、事業の継続状況報告をしていただきます。
- （3）次の場合には、補助金の一部または全部を返還していただきますのでご注意ください。
 - 起業後5年以内に廃業した場合
 - 起業後5年以内に補助事業者が市外へ転出した場合
 - 起業後5年以内に事務所等を洲本市外へ移転した場合

6. お問い合わせ、申請先

洲本市役所 産業振興部 商工観光課 商工労政係（洲本市役所 本庁舎2階）

電話：0799-24-7613（直通）

※ご提出いただく様式第1号～第4号及び規則別記様式は、洲本市のHPからダウンロードできます。

洲本市HP



補助金の交付対象としない業種

補助金の交付対象としない業種は以下のとおりです

- 1 大分類A—農業、林業に属するもの（小分類013—農業サービス業、小分類014—園芸サービス業、小分類022—素材生産業及び小分類024—林業サービス業に属するものを除く。）
- 2 大分類B—漁業に属するもの
- 3 大分類J—金融業、保険業に属するもの（小分類674—保険媒介代理業及び小分類675—保険サービス業に属するものを除く。）
- 4 小分類831—病院、小分類832—一般診療所及び小分類833—歯科診療所
- 5 中分類85—社会保険・社会福祉・介護事業に属するもの
- 6 中分類93—政治・経済・文化団体政治に属するもの
- 7 中分類94—宗教に属するもの
- 8 次に掲げるサービス業等
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
 - (2) 小分類803—競輪・競馬等の競走場、競技団に属するもの
 - (3) 細分類7291—興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - (4) 細分類7999—他に分類されないその他の生活関連サービス業に属する易断所、観相業、相場案内業
 - (5) 細分類8094—芸き業及び芸き斡旋業に属するもの
 - (6) 細分類8096—娯楽に附帯するサービス業に属する場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (7) 細分類9299—他に分類されないその他の事業サービス業に属する集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）

産業の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。